

平成27年4月10日
第1回総合教育会議

大綱の策定について

1 根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

平成26年7月17日26文科初第490号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について(通知)より

第三2(3)①(略) 地方公共団体の長が、総合会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱を代えることと判断した場合には、別途大綱を策定する必要はないこと。

2 大綱(案)

西東京市教育計画(平成26年度～平成30年度)の5つの「基本方針」とする。

基本方針1 「生きる力」の育成に向けて

基本方針2 「生きる力」を育むための学校教育環境の充実に向けて

基本方針3 一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて

基本方針4 社会全体での教育力の向上に向けて

基本方針5 いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて

教育計画
5つの基本方針